

「公契約に関する制度(案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果

1 意見・提案の提出期間

令和7年11月18日(火)から令和7年12月17日(水)まで

2 意見の提出者等

提出者数	意見数	意見の提出方法(人数)					
		Eメール	オンライン	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
25	61	2	5	0	15	1	2

3 意見の概要とそれに対する市の考え方 ※意見数が2件以上は類似の意見です。

No.	項目	意見・提案の概要	意見数 (※)	市の考え方	意見提出者
1	全般	府中市民として誇りを持ち、一人親方として働く立場から、労働者が安心していきいきと働ける環境を整えるため、他市に劣らない先進的な公契約条例と制度の整備を強く望みます。	5	公契約に従事する労働者等を始め、事業者・市民・市にとってより良い制度となるよう、先進自治体の事例を参考にするとともに、設置を予定している府中市公契約審議会での議論や第三者の意見を踏まえ、より実効性の高い仕組みづくりに努めてまいります。	労働者
2	全般	介護や保育などの福祉分野への取組には賛同します。公立・私立を問わず、労働条件が整い、働く方々が安心して業務に従事できる環境を整えること、そして市民が安心して福祉サービスを受けられる体制を充実させることを望みます。他の市区町村と比べても「府中市に住んでよかった」と感じられるよう、公契約制度の整備・充実をしてほしい。	1	公契約に従事する労働者等の報酬が安定することで、安心して働ける環境が確保され、優れた人材の確保や公共サービスの質に向上に繋がるものと考えております。引き続き、公契約に従事する労働者等を始め、事業者・市民・市にとってより良い制度となるよう、先進自治体の事例を参考にするとともに、公契約審議会での議論や第三者の意見を踏まえ、より実効性の高い仕組みづくりに努めてまいります。	市民
3	目的・基本方針	公契約条例の目的・基本方針をより充実させるため、「目的・基本方針」に、「公正な賃金の確保と、それを支ええる適正な予定価格を通じた事業者の経営環境の改善」、「産業の振興や地域経済の活性化」、さらに「地域内での賃金循環を促し、市民福祉の向上につながる効果的な地域経済循環の実現」という視点を、具体的に盛り込んでいただきたい。	1	いただいたご意見のとおり、制度案で示した基本方針を達成することにより、事業者の経営環境の改善や産業の振興、地域内での経済循環等に寄与するものと考えております。目的及び基本方針については、公契約に関連する内容を包括的かつ簡潔に記載することが重要と考えておりますので、制度案で示した基本方針に基づき、いただいた視点を踏まえた制度運用を引き続き検討してまいります。	団体・組合
4	目的・基本方針	目的・基本方針に、「市内事業者の受注機会と、市内居住労働者の雇用機会の確保」、そして「市の歳入歳出に関わる税・保険料や消費を通じた経済循環への貢献」という内容を、具体的に明記してほしい。	1		団体・組合
5	目的・基本方針	基本方針の「適正な予定価格の積算及び事業計画の策定による事業環境の整備に努める」について、工事等の請負契約については積算体系が整備されており、適正な算定が可能な環境がありますが、業務委託契約や指定管理料については積算体系が未整備であり、府中市においても積算基準が存在しないと思われるため、積算基準を整備し、適正な予定価格を積算することを条例に明記していただきたく、「適正な予定価格の積算」は、才「予定価格は適正に算定すること」として、独立した項目にしてほしい。	1	基本方針の記載については、他の基本方針との全体のバランスを考慮する必要があるため、「適正な予定価格の積算及び事業計画の策定による事業環境の整備に努める」という表現を用いています。 また、検討委員会では、公正な競争を促進するために市が取り組むべき重要な取組の一つとして、「適切な予定価格の積算」と「事業計画の策定」を一体的に議論した経緯があることから、検討委員会のご意見を踏まえ、基本方針においても一体的に表現しています。 ご意見いただいた、業務委託契約や指定管理協定については、工事請負契約のような積算体系が十分に整備されていない現状もあることから、労働報酬下限額を踏まえた適正な予定価格の設定を行うとともに、先進自治体の事例を参考にしながら、事業者に報酬額の算定方法をガイドライン等で明確化し、労働報酬下限額が適切に支払われているかが確認できる仕組みを構築してまいります。	市民
6	目的・基本方針	基本方針について、公契約条例の目的を実現するためには、公契約の適正化が不可欠であり、受注者と発注者の双方が協力して取り組むことが重要です。他の自治体の条例にも見られるように、基本方針や市の責務に「市と受注者が相互に対等・平等な関係を前提とし、両者が協力しながら第1条の目的達成に取り組む」という趣旨を、条例に明記してほしい。	1	公契約条例の目的を実現するためには、ご意見のとおり、受発注者双方の協力が重要であると認識しています。このことから、条例案の基本方針に「市と受注者との対等な関係に基づいて公契約に係る制度を相互に協力し適正に運用する」旨を追記いたします。	団体・組合
7	目的・基本方針	目的・基本方針に、委託先企業における男女共同参画や障害者雇用、環境問題への取組など、社会的価値を反映した条項を公契約条例に盛り込んでほしい。税金によって行われる事業において、こうした社会的価値の実現を目指すことは重要であり、市が自ら環境配慮やジェンダー平等に努めるのと同様、あるいはそれ以上に、公契約全体での実現が求められます。 例えば、府中市では「グリーン購入」を推進していますが、これは市庁舎など市が直接管理する施設にとどまらず、税金で運営されるすべての施設に広げるべきです。そのためには、指定管理や委託など、すべての公契約においてこうした取組を反映させることが適切であると考えます。	1	公契約条例については、先進自治体においても、条例の目的である、「公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備の推進」や「地域経済の活性化」、「市民の福祉の増進」を図るため、労働報酬下限額などの約定事項の遵守などを通じて達成することを目指しています。その目的を達成するため、先進自治体と同様に、条例には必要な事項を簡潔に定めることが重要であると考えています。一方で、公契約において、環境配慮や男女共同参画などの社会的価値の実現を目指すことも重要であると認識しておりますので、これらについては本制度とは異なる枠組みで検討していく必要があるものと考えております。	市民

No.	項目	意見・提案の概要	意見数 (※)	市の考え方	意見提出者
8	適用範囲	用語の定義の、イ（ア）の予定価格について、市では5,000万円以上を指名競争入札、5,000万円以下を一般競争入札としているため、指名競争入札の基準に合わせて、5,000万円以上とすることを提案します。	1	イ（ア）の特定公契約の適用範囲については、公契約条例の在り方等検討委員会において、令和6年時点で賃金条項型の公契約条例を制定した都内16自治体では、1億円以上を対象としている自治体が最も多い状況であること、また、事業者に生じる新たな事務負担やそれに対応する人的体制などを踏まえ、工事・製造請負では1億円以上を対象とする旨をいただいております。 ご意見いただいた、予定価格5,000万円以上を対象とする案については、条件付き一般競争入札の基準との整合性を図れるものと考えておりますが、公契約条例の適用範囲では、事業者の事務負担にも配慮する必要があると認識しています。 このため、条例制定時の適用範囲については、検討委員会からの答申を尊重するとともに、先進自治体の状況や事業者の負担を考慮し、1億円を対象とし適用を開始したいと考えています。 なお、適用範囲については、条例制定後における公契約を取り巻く状況の変化等を踏まえ、継続的に検討する必要があると考えています。	市民
9	適用範囲	用語の定義の、イ（ウ）指定管理協定の業務範囲について、指定管理料が低く、管理者や一般職員、臨時職員、公園管理スタッフなどの報酬が課題となっています。他自治体の条例は制度案のとおりですが、府中市は一步進んだ対応を検討すべきです。再委託業務に限らず、すべての業務を対象とすることが望ましいと考えますので、コ「労働者等」は、指定管理者のすべての従業員を含む「従業員等」とすることを提案します。また、サ（ア）の最後に「指定管理はすべての従業員を対象とする」と明記してほしい。	1	（ウ）の指定管理協定の対象範囲については、協定内で行う1億円以上の工事又は1,000万円以上の業務委託で対象となる業種に従事する労働者であれば、指定管理者が再委託する業務だけではなく、指定管理者が直接雇用する職員等についても、適用範囲の対象といたします。	市民
10	適用範囲	制度案では、対象契約を「工事または製造の請負契約で予定価格1億円以上」、「業務委託契約で年間予定価格1,000万円以上（清掃・機械警備を除く警備、受付・案内、給食調理等）」としています。条例の趣旨からすれば、これを「すべての契約」に広げることが望ましいと考えます。契約・管理の事務量を考慮する場合は、付則で当面の金額や改定規定を設ける方法もあります。また、業務委託契約を4種類に限定する根拠や、対象外となる契約の種類についても回答してほしい。もし施設管理、図書館、スポーツ施設、ごみ収集などが対象外となるのであれば、これらも対象に含めるべきです。	1	特定公契約の適用範囲については、公契約条例の在り方等検討委員会での審議を踏まえ、事業者・労働者・市のそれぞれの立場を理解した上で、実効性と事務負担とのバランスに考慮し実施すべきとの意見から、金額及び業種の選定を行っております。 そのうち、業務委託の選定にあたっては、①年間を通じて恒常的に履行する契約であること、②人件費の割合が高い契約であること、③特別な資格を要せず、賃金水準が低くなる傾向のある業種であること、としております。これらを踏まえ、先進自治体の事例を参考に、清掃・警備（機械警備を除く）、受付案内、給食調理の4業種を対象としました。 条例制定時の適用範囲については、検討委員会からの答申を尊重するとともに、先進自治体の状況や事業者の負担を考慮し、制度案のとおり、適用を開始したいと考えていますが、条例制定後における公契約を取り巻く状況の変化等を踏まえ、継続的に検討する必要があると考えています。	市民
11	適用範囲	用語の定義の、イ（イ）例示されている職種（業務）以外にも道路の総合管理業務に「清掃業務」、指定管理者の場合は施設管理だけでなく公園管理など多様な職種があります。府中市で考えられるすべての業務を対象とすべきを検討してほしい。	1		市民
12	適用範囲	制度案の目的である「労働者の環境整備、地域経済の活性化、市民福祉の増進」に鑑み、府中市の税金・公金で行われるすべての事業に公契約の理念を適用してほしい。指定管理のみならず許認可事業に対象を拡大し、特に、福祉・介護・保育などの事実上、公定価格で運営される分野では、人件費の比率が高いことから、専門職種ごとの地域下報報酬額を定め、それを基に公費支出を行う仕組みが必要と考えます。	1		市民
13	責務	ILO条約第3条では「公平にして合理的な健康・安全及び福利の条件を確保」すべきとして、労働時間、休日、安全衛生などの労働条件を整えることで、不当な低賃金や長時間労働を防止しています。さらに、こうした労働条件の確保は、企業や契約受注者だけでなく、市や発注者の責務であることが必要です。このことから、公契約に関わるすべての事業で、賃金条項だけでなく、労働条件の整備についても規定を設けてほしい。	1	公契約において、労働条件の整備や安全衛生の確保は、働く人の健康と安全を守るうえで重要であると認識しており、本市では、受注者の責務として「労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない」旨を規定することで、事業者が積極的に労働環境を整備することを支援したいと考えております。 市としては、直接的な労働環境の指導を行う立場にはありませんが、問題が発生した際には、労働基準監督署などの行政機関との相談を支援するなど、対応が円滑に行えるよう努めてまいります。	市民
14	労働報酬	労働報酬下限額の設定にあたって、労働報酬の水準や設定方法を専門的に協議するため、答申に記載されている公契約審議会とは別に、審議会本体へ提案を行う「委員会」を設置してください。この委員会は、弁護士などの有識者に加え、労働者・事業者双方の代表を含む三者構成とすることが望ましいと考えます。	2	公契約審議会については、事業者及び労働者の代表者、学識経験者の6人以内で構成することを検討しております。審議内容には、労働報酬下限額を始め、公契約に関して必要な事項を含める予定です。 このため、審議会においても労働報酬のあり方について十分に議論できるものと考えておりますので、現時点では別途委員会を設置することは考えておりませんが、ご意見のとおり、労働報酬下限額の設定にあたっては、事業者・労働者・学識経験者の三者のご意見を十分に伺う必要があるものと考えておりますので、公契約審議会において三者のご意見をいただきながら、決定してまいります。	市民
15	労働報酬	労働報酬下限額の設定にあたって、報酬額設定の基本的な考え方については、制度案の記載を見直し、「国・都の公共工事設計労務単価」や「一時金を含めた市の高卒水準」を、額の設定の基本的な考え方として明記してください。	2	労働報酬下限額の設定にあたっては、先進自治体の状況を参考にしつつ、工事・製造請負においては、国が定める公共工事の設計労務単価、それ以外の業務については、地域別最低賃金や本市の会計年度任用職員の報酬額、さらに民間企業などを総合的に勘案することとしております。 このため、いただいたご意見も参考にしながら、公契約審議会での議論を通じて労働報酬下限額の審議を進めてまいります。 また、労働報酬下限額の算定方法については、事業者・労働者が把握しやすいよう、労働報酬下限額に算入する賃金の定義や、賞与等の一時金の取扱いを含め、ガイドライン等で明確化してまいります。	団体・組合
16	労働報酬	労働報酬下限額の決定にあたって、ア（イ）に「なお、労働報酬下限額は、業務内容（職種）に応じて定めるものとする。」を追加してください。	2	労働報酬下限額の具体的な検討については、公契約条例制定後、先進自治体の事例を参考にしながら、公契約審議会において検討してまいります。	団体・組合

No.	項目	意見・提案の概要	意見数 (※)	市の考え方	意見提出者
17	労働報酬	労働報酬下限額の支払の実効性を担保するため、労働者が事業者に対して労働報酬下限額という労働債権を確実に請求できるよう、「労働者に対する公契約条例及び条例対象事業の労働報酬下限額について、個々の労働者が該当する職種を含めて、確認できる方法で周知すること」、「労働報酬下限額の未払い又は労働報酬が労働報酬下限額を下回る場合に、当該労働者が市（公契約の当事者）に対して申し出を行う権利を保障すること」、「申し出をした労働者に対する事業者による不利益取り扱いの禁止、申し出に関しては公益通報者保護法に準じた措置を明記すること」を条例に定める必要があると考えます。	4	公契約条例の制定目的である労働者の適正な労働条件の確保のため、労働報酬下限額を含め、公契約条例の趣旨や内容を労働者に周知することは重要と考えております。このことから、受注者に対し、労働者が労働報酬下限額等が分かるポスターを掲示することなどを契約時に約定し、労働者への周知を担保してまいります。特定公契約の対象労働者等や過去に対象労働者等であった方について、労働報酬下限額の未払いや労働報酬が下限額を下回る場合には、市又は受注者等に対して申し出を行うことができる旨を条例案に規定するとともに、申し出を受け付けるための仕組みや手続を整備し、適切に運用してまいります。受注者等は、対象労働者等や過去に対象労働者等であった方が、労働報酬下限額の未払いや下限額を下回る旨を申し出したことを理由として、解雇、契約解除その他の不利益な取扱いをしてはならない旨を条例案に規定してまいります。また、申し出に関しては、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、通報者の保護に準じた措置を講じる仕組みを整備するとともに、申出者の意向も尊重し、適切に運用してまいります。	団体・組合
18	労働報酬	労働報酬下限額の設定にあたっては、公共工事設計労務単価を参考とするだけでなく、優れた人材の確保や公契約の適正な履行、品質確保という条例の目的を踏まえ、情勢に応じた柔軟な検討が必要です。制度案にもあるとおり、民間の賃金動向も十分に考慮した決定をしてほしい。	3	工事又は製造請負に係る労働報酬下限額については、先進自治体の事例を参考に、公共工事設計労務単価を勘案し決定することを基本と考えてまいります。その単価の何割相当とするかは自治体ごとに差が見られます。公共工事設計労務単価については、労働市場の実勢価格を適切かつ迅速に反映していると考えられており、具体的な水準については、公契約審議会における第三者の意見を踏まえ、決定してまいります。	団体・組合
19	労働報酬	長期契約における労働報酬下限額は、契約時の額ではなく、年度ごとの下限額を適用することをお願い申し上げます。そのため、受注者や関係者が適正な下限額を支払えるよう、長期契約となる業務委託契約や指定管理協定にも、杉並区のようなスライド条項を導入してください。	3	長期契約に係る労働報酬下限額の取扱いについては、各自自治体で対応にばらつきがある状況が見られますので、本市ではこうした状況を踏まえ、公契約条例制定後に先進自治体の事例を参考にしながら、公契約審議会において、年度ごとの下限額適用やスライド条項の導入の是非を含め、検討してまいります。	団体・組合
20	労働報酬	公共工事を起点に安定した賃金を確保し、若手や職人が安心して選べる魅力的な単価・制度を整備してほしい。単価交渉が難しい現状を改善し、現場で安心して働ける環境を望みます。	9	本市では、受注者との契約において、労働報酬下限額を約定する「賃金条項型」の公契約条例とすることで、公契約に従事する労働者等が適切な賃金を確保できる仕組みを整えたいと考えています。これにより、公共工事を始めた公契約に関わる様々な分野で安定した賃金水準の確保を図り、拙い手不足や若年層の早期離職、熟練技能の継承などの課題解決につながる、実効性の高い仕組みづくりに努めてまいります。	労働者
21	労働報酬	「労働報酬下限額等の基本的な考え方」に記載されている「会計年度任用職員報酬」という名称の削除をご検討ください。会計年度任用職員には一般職と専門職で賃金差があり、基準として適切ではありません。多くの自治体では「国・都の公共工事設計労務単価」や「市の高卒初任給水準（一時金を含む）」を基準としています。この名称を残す、一般職と専門職の賃金差を固定化・誤認させる恐れがあります。したがって、基準は「国・都の公共工事設計労務単価、並びに一時金を含めた市の高卒初任給水準」とし、名称を削除することをお願い申し上げます。	1	労働報酬下限額の設定にあたっては、先進自治体の事例を参考に、工事・製造請負においては、国が定める公共工事の設計労務単価、それ以外の業務については、地域別最低賃金や本市の会計年度任用職員の報酬額、さらに民間企業などを総合的に勘案することとしております。このため、いただいたご意見を参考にしながら、公契約審議会での議論を通じて労働報酬下限額の審議を進めてまいります。	市民
22	労働報酬	労働報酬下限額の決定にあたり、工事については、公共工事の工事費積算に用いる労務単価などを参考にすること、業務委託や指定管理については、地域別最低賃金などの公的基準、民間の賃金動向、そして市の会計年度任用職員報酬などを勘案することを条例または規則に明記してください。	1	労働報酬下限額の設定にあたっては、先進自治体の事例を参考に、工事・製造請負においては、国が定める公共工事の設計労務単価、それ以外の業務については、地域別最低賃金や本市の会計年度任用職員の報酬額、さらに民間企業などを総合的に勘案することとしております。	団体・組合
23	労働報酬	目的・基本方針の労働条項については、ILO94号条約の理念を踏まえてほしい。ILO条約は、公契約には、従事する労働者の賃金や労働条件が、業界の労働協約や慣行より有利な水準を保障する条項を含めるべきと定めています。日本各地の公契約条例では、その賃金条項が地方最低賃金に張り付き、現に厚本市の公契約条例労働報酬下限額（委託契約）は神奈川県最低賃金とされています。これでは制度案の「労働者の環境整備、地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与する。」という目的に応えられません。例えば制度案では、「労働者等の適正な労働条件の確保その他の優れた人材を確保できる労働環境の整備に配慮すること。」としていますが、労働報酬下限額について、東京最低賃金を下回らないだけでなく、それを十分に超えた額が求められ、「業界の労働協約や慣行より有利な水準を保障する（ILO条約）もの」にすべきです。「地域最低賃金の1.2倍以上を目途に定める」または「都内各区市の下限額を参考に地域最低賃金を十分上回るものとする」などの規定を条例上に定めてほしい。	1	公契約に従事する労働者等の報酬が安定することで、安心して働ける環境が確保され、優れた人材の確保や公共サービスの質に向上につながるものと考えております。労働報酬下限額の設定にあたっては、先進自治体の事例を参考に、工事・製造請負においては、国が定める公共工事の設計労務単価、それ以外の業務については、地域別最低賃金や本市の会計年度任用職員の報酬額、さらに民間企業などを総合的に勘案することとしております。また、近隣自治体とのバランスを考慮することも重要であるため、これらを総合的に踏まえ、公契約審議会での議論を通じて労働報酬下限額の審議を進めてまいります。	市民
24	労働報酬	市民の税金で運営される市の事業に従事する方々、例えば会計年度任用職員や委託労働者が、最低賃金ぎりぎりの報酬しか得られない現状は改善が必要だと考えます。格差を広げるのではなく、是正する府中市であるべきです。府中市には財政的な余力がありますので、最低賃金を毎年10%程度引き上げることをご検討ください。来年度4月1日からは、会計年度任用職員の最低賃金を1,500円とすることを提案します。	1	公契約に従事する労働者等の報酬が安定することで、安心して働ける環境が確保され、優れた人材の確保や公共サービスの質に向上につながるものと考えております。労働報酬下限額の設定にあたっては、先進自治体の事例を参考に、工事・製造請負においては、国が定める公共工事の設計労務単価、それ以外の業務については、地域別最低賃金や本市の会計年度任用職員の報酬額、さらに民間企業などを総合的に勘案することとしております。具体的な水準については、民間賃金の動向も十分考慮しながら、公契約審議会における第三者の意見を踏まえ、決定してまいります。	市民
25	対象労働者等への周知	対象労働者への周知については、市がポスターを事業所に掲示することで、市の姿勢を明確に示し、労働者への周知がより確実になると考えますので、「受注者は…」の記載を「受注者は、市が作成したポスター（労働報酬下限額やその他の必要事項を明記）を掲示すること」とすることを検討してほしい。	1	約定事項に記載する掲示については、具体的な運用方法としては、ご意見のとおり、市が作成したポスター等を掲示していただくことを予定しております。	団体・組合

No.	項目	意見・提案の概要	意見数 (※)	市の考え方	意見提出者
26	対象労働者等への周知	公契約条例の周知が重要であるため、ILO条約は第4条において「(意見者の意見書で空欄)」と具体的に明示しています。この規定をそのまま府中市公契約条例にもとりこむことを求めます。	1	本市では、先進自治体の事例を参考に、「市が行うべきものを条例に規定し、受注者等と約束し遵守いただくものは契約の約定事項に定める」という整理を行いたいと考えています。この考え方に基づき、労働者への周知等については、契約の約定事項として、「5 労働条件の市への報告」や「6 対象労働者等に対する周知」等を規定することとしており、条例の趣旨とも一致しているものと認識しております。	市民
27	労働条件	労働者保護の規定について、制度案では、「労働者の申出：賃金が支払われていない場合や労働報酬下限額を下回る場合、市、受注者、雇用主に申し出ることができる。受注者や雇用主は、申し出を理由に解雇等の不利益な取扱いをしてはならない。」としていますが、①申し出の対象を「賃金」だけでなく、労働条件全般に広げること、②「不利益な取扱い」を明確化し、解雇・減給・降格・配転など一切の不利益な取扱いを禁止すること、③申し出先に、市、受注者、雇用主だけでなく、労働組合や労働基準監督署、東京都労政窓口なども含めること。また、これらの機関と市が連携し、特に労働条件(例：セクハラ)に関する問題や不利益の恐れがある場合には、直接解決を図れる仕組みを確保すること。を定めてほしい。	1	①③については、公契約において、労働条件の整備や安全衛生の確保は、働く人の健康と安全を守るうえで重要であると認識しており、本市では、受注者の責務として「労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない」旨を規定することで、事業者が積極的に労働環境を整備することを支援したいと考えております。市としては、直接的な労働環境の指導を行う立場にはありませんが、問題が発生した際には、労働基準監督署などの行政機関との相談を支援するなど、対応が円滑に行えるよう努めてまいります。②の不当な不利益の取扱いについては、ご意見のとおり、様々な取扱いが考えられます。そのため、先進自治体等の事例を参考に、包括的な表現として、「解雇等」と規定しております。今後、制度運用にあたっては、こうした趣旨を踏まえ、労働者保護の実効性を確保するよう努めてまいります。	市民
28	継続雇用	別表3の継続雇用については、指定管理などにおいて契約前から勤務している労働者の経験を尊重し、雇用の安定を図る観点から、希望する方の雇用継続に最大限努める旨を条例に明記してほしい。	1	継続雇用については、対象労働者等と前受注者、新たな受注者との雇用契約に基づくものであり、市が直接雇用を保証することはできませんが、対象労働者等の雇用の安定に配慮する観点から、条例において、新たな受注者が対象労働者等の希望がある場合には、その雇用に関する旨を特定公契約の約定事項に記載する旨を規定しています。	団体・組合
29	連帯責任	「別表」(4)特定受注者の連帯責任は、必ず条例で定めてください。	4	本市では、先進自治体の事例を参考に、「市が行うべきものを条例に規定し、受注者等と約束し遵守いただくものは契約の約定事項に定める」という整理を行っています。この考え方に基づき、連帯責任については、条例において、「市が受注者等と約定する事項に記載すること」を規定し、その約定に基づき契約した受注者等にそれを遵守いただくことで、連帯責任を担保する仕組みとしています。	団体・組合
30	公契約審議会	府中市公契約審議会の設置について、審議会が主体的に提案できることで、より実効性のある制度運営が可能になると考えますので、調査・審議に加え、必要に応じて自主的に建議できる仕組みを設けてほしい。	1	公契約審議会等の附属機関については、「執行機関の事務について、諮問に応じて、調停、審査、審議、調査、検討を行い、その結果を提言すること」としてあります。公契約審議会では、労働報酬下限額をはじめ、公契約に関する必要な事項を審議していただく予定ですが、公契約条例の制度運用全般に関するご意見も伺うことを予定しておりますので、途中で審議会から提言や意見を伺ってまいりたいと考えています。	団体・組合
31	公契約審議会	「審議会は6人以内で構成する」を「労働者側2人、経営者側2人、有識者2人で構成する」と、構成を条例に明記することで、透明性と公平性を確保してほしい。	1	本市の附属機関の委員に関する規定については、委員総数を条例で、委員の構成を規則で定めております。そのため、公契約審議会の委員構成についても、公契約条例審議会規則(仮称)に規定する予定としています。なお、ご意見のとおり、委員構成につきましては、事業者2人・労働者2人・学識経験者2人を予定しています。	市民
32	公契約審議会	審議会については、一般の方が傍聴できる公契約条例審議会とし、幅広く公共サービスの向上に資する議論を行う場としてください。また、開催日程は予算編成を考慮した開催日程としてください。	4	市の附属機関は原則公開することとされているため、公契約審議会については、原則として公開することを予定しています。また、審議会では、労働報酬下限額をはじめ、公契約に関する必要な事項を審議していただくとともに、公契約条例の制度運用全般に関するご意見も伺うことを予定しておりますので、公共サービスの向上に資する幅広い議論や提言を伺えるものと考えております。さらに、労働報酬下限額は次年度予算編成に反映する必要があるため、予算編成スケジュールを考慮した開催日程を設定し、円滑な運営を図ってまいります。	団体・組合
33	公契約審議会	公契約審議会の枠組みについて、制度案では「構成員は6人」とのみ記載されていますが、貧困問題、女性問題、保育や介護などの分野の団体、さらに公募市民を加えることで、より幅広い視点から議論できる審議会とすることが望ましいと考えます。最低賃金は、全国統一の設定でない国においては、市民投票・議会議決などで決まっています。米国(ニューヨーク州・市、カリフォルニア州、ロサンゼルス市など)、スイス(ジュネーブ州・市、チューリッヒ市など)です。日本も全国一律ではなく、地域経済活性化も目標とした公契約条例の性格からすれば、狭い意味での「労使」にとどまらない決定・検討の仕組みが必要です。また東京では、労使ともに団体構成に含まれない、労働組合に加盟していない労働者や、地域での経営団体を構成しきれない小業者あるいは逆の全国大企業が圧倒的に多い現状です。しかしそこに働く労働者も市民であり、事業者も地域経済の担い手です。審議会の枠組みを広げ、下限報酬額のみならず、広く労働環境の向上を課題とした審議会として活性化することを求めます。また、審議会の活性化のため、会議や議事録の公開、関係労働者の意見陳述の機会を保障し、開催要件や公開原則を条例に明記してください。	1	公契約審議会については、原則として公開することを予定しています。本市の附属機関の委員に関する規定については、委員総数を条例で、委員の構成等については、規則で定めております。そのため、公契約審議会の委員構成についても、公契約条例審議会規則(仮称)に規定する予定としています。委員構成につきましては、事業者2人・労働者2人・学識経験者2人を予定しております。公募委員については、事業者・労働者間の相反する意見に対し、中立性を確保する観点から、先進自治体と同様に構成員としない方針としています。また、審議会では、労働報酬下限額をはじめ、公契約に関する必要な事項を審議していただくとともに、公契約条例の制度運用全般に関するご意見も伺うことを予定しておりますので、労働環境の向上に資する幅広い議論や提言を伺えるものと考えております。	市民